

財産の交換、譲渡等に関する条例の一部を改正する条例

財産の交換、譲渡等に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、通勤の用に供する自動車（道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車のうち二輪のものを除く。以下同じ。）の駐車場使用に係る使用料の納入については、規則で定める。

「

別表中	共架電線その他上空に設ける線類の設置	長さ 1 メートルにつき 1 年	5 円
	地下に設ける電線その他の線類の設置		3 円

」

「

共架電線その他上空に設ける線類の設置	長さ 1 メートルにつき 1 年	5 円
地下に設ける電線その他の線類の設置		3 円
通勤の用に供する自動車の駐車場使用	1 台につき 1 月	5 0 0 円
(1) 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 3 条第 2 項に規定する一般職（以下「一般職」という。）の市職員（岩沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 2 4 年条例第 2 1 号）に規定する任期付職員（以下「任期付職員」という。）及び市町村立学校職員給与負担法（昭和 2 3 年法律第 1 3 5 号）第 1 条の規定により、都道府県が給与を負担する職員を除く。）であって、常時勤務を要するもの		
(2) 任期付職員		
(3) 地方公務員法第 3 条第 3 項に規定する特別職の市職員であって、常時勤務を要		

」

するもの		
(4) 週 4 日以上勤務する一般職の市職員であって、常時勤務を要しないもの	1 台につき 1 月	2 5 0 円

」

改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定（同表通勤の用に供する自動車の駐車場使用の項第 2 号及び第 4 号に係る部分に限る。）は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。